

11月は県が定める不法投棄防止強調月間です

廃棄物(ごみ)の不法投棄は、ごみ問題の中でも最も重要で悪質な問題です。幸いなことに、今のところ市内で社会問題となり得る大規模な不法投棄は発生していませんが、中小規模な不法投棄は今も絶え間なく発生しているというのが現状です。



不法投棄の現状

不法投棄は、市街化区域よりも市街化調整区域、特に市町界付近や管理の行き届いていない山林などで多発しています。最も多い不法投棄物は自転車ですが、生活家電(テレビ、エアコン、洗濯機や冷蔵庫など)やパーソナルコンピューター、大量の廃タイヤなど、処理ルートが確立しているこれらの不法投棄も目立ちます。

	不法投棄発生件数(件)		うち、放置自転車(台)		処理費用(千円)	
		前年度比		前年度比		前年度比
H19年度	354	—	112	—	3,117	—
H20年度	271	△83	62	△50	2,986	△131
H21年度	267	△4	79	17	2,825	△161

市の不法投棄防止対策

不法投棄防止対策で重要なのは、早期発見・早期対応です。市では、各行政区に配置された環境美化推進員による定期パトロールのほか、(社)牛久市シルバー人材センターや市職員による不法投棄監視パトロールを定期的を実施することで、早期発見・早期対応を目指しています。また、本年度から廃棄物対策課内に不法投棄対策グループを設置するとともに、茨城県警察本部で長く環境犯罪の職務に就き精通した知識と経験のある者を危機管理官として任用し、不法投棄や悪質な残土処分発生の未然防止に努めています。

土地の適正な管理について

もし、あなたが所有する土地に不法投棄をされてしまった場合、どうなるでしょう…。もちろん行為者が特定されれば、その行為者が撤去することになります。しかし、行為者が特定されなかった場合、その撤去費用は土地の所有者が負担することになっています。山林や農地、過去に不法投棄をされたことがある土地などを所有する方は、定期的な見回りをするなどして、土地の適正な管理を心掛けてください。また、建設残土の埋め立てと称して産業廃棄物を埋める、資材置き場と称して建築廃材を山積みにするなど、悪質な土地の埋め立てや不法投棄事案が県南地域で多発しています。土地を借りたい、くぼんでいる土地を平らにしてあげるから土地を貸してほしいなど、見知らぬ他人からの土地借用について相談があった場合には十分に注意してください。

しない・させない・許さない

「ごみの散乱や不法投棄のない、きれいな住み良いまち」、このような環境を築くためには、市民の皆さん一人ひとりの力(目)が必要不可欠です。不法投棄警戒個所に監視カメラを設置しようが、環境美化推進員や市職員がパトロールの回数をいくら増やそうが、市民の皆さん一人ひとりの目には遠く及びません。「自分たちの住む場所は自分たちで守る」「不法投棄は、しない・させない・許さない」、市民の皆さん一人ひとりがこういった意識を持ち、監視役となることが不法投棄撲滅の大きな力となります。廃タイヤや建築廃材が投棄されている、不審な車両が交通量の少ない山道に出入りしている、何かを積んだダンプカーが複数台で往復しているなど、「あれ、いつもと違う」と感じた場合には、市廃棄物対策課までご連絡ください。

問い合わせ 市廃棄物対策課 ☎内線1571、1572